

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第2回） 議事要旨

日 時：平成26年8月21日（木）10時00分～12時00分

場 所：総務省第3特別会議室

出席者：藤原座長、大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、下井構成員、庄司構成員

日本経済団体連合会 根本常務理事

新経済連盟 関事務局長

総務省政策統括官（統計基準担当） 小森統計企画管理官、植松管理官補佐、山根主査

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官

総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、大槻管理官、坂本情報公開・個人情報保護推進室長

議 事：

1 開 会

2 議 題

（1） 関係団体等からのヒアリングについて

- ・日本経済団体連合会
- ・新経済連盟
- ・総務省政策統括官（統計基準担当）

（2） 意見交換

（3） 研究会の今後の進め方について

3 閉 会

<配付資料>

資料1 公共データの産業利用に関する調査結果（一般社団法人日本経済団体連合会提出資料）

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会への意見

資料2 行政機関が保有するパーソナルデータの利活用について（一般社団法人新経済連盟提出資料）

資料3 「公的統計データの二次的利用」について（総務省政策統括官（統計基準担当）提出資料）

資料4-1 「検討の論点」

資料4-2 「検討の論点」に沿った第1回研究会の議論の整理

資料5 今後の検討予定

(藤原座長) おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から「第2回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を開催いたします。ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。なお、本日は、松村構成員が所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、まず本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局) 配付資料を確認させていただきます。配席図と議事次第の下に、資料1としまして日本経済団体連合会の資料、資料2としまして新経済連盟の資料、資料3としまして総務省の政策統括官(統計基準担当)の資料がございます。資料3に参考1、2がございます。その下、資料4-1としまして検討の論点の資料がございます。その下に、資料4-2としまして検討の論点に沿った第1回研究会の議論の整理の資料がございます。その下、資料の5としまして今後の検討予定の1枚紙がございます。それから、全体の資料の下に、本日、日本経済団体連合会から持込みがありました1枚ものの資料がございます。以上でございます。

(藤原座長) 過不足等はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に移りたいと思います。

今回は経済団体等からのヒアリングといたしまして、日本経済団体連合会と新経済連盟にお越しいただいており、パーソナルデータの利活用のニーズ等を中心にご意見をいただきたいと思っております。その後、総務省政策統括官(統計基準担当)から統計法に基づく二次的利用についてご説明いただくこととしております。

まずは日本経済団体連合会に15分程度ご説明いただいた後、15分程度で質疑応答を、続いて新経済連盟、総務省統計基準担当の順で同様に説明と質疑応答をお願いいたします。

それでは、まず日本経済団体連合会の根本常務理事、お願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) 経団連の根本でございます。ご紹介いただきましてありがとうございます。また、こういった貴重な場で意見表明の機会を与えられたことに対して感謝を申し上げます。

本日の課題につきましては、今、藤原座長の方からあったとおりにございますけれども、本日、私が冒頭申し上げることにつきましては、先ほど坂本室長から資料の中で一番最後にご紹介がございました「研究会への意見」ということで、私の名前で出させていただいた資料がレジュメになってございますので、こちらに沿ってお話をさせていただきたいと思っております。全部で5つのことを申しあげさせていただきます。

まず、公共データ利活用促進への期待という点でございます。本日、資料の第1として、先ほどご紹介がございましたとおり経団連から提出された資料がございます。こちら、多少古くなってございますけれども、一昨年の2012年の秋に経団連において公共データの産業利用に関する調査というのを行わせていただきまして、それを昨年3月にとりまとめたものでございます。

この調査を行った中で、行政機関の保有する公共データにつきましては、産業界、経済界といたしましても相当に利活用に対する需要があるということを私どもとしては把握しておるところでございます。

簡単にその点だけ申し上げますと、2枚繰っていただきまして9ページのところをお開きいただきます。資料、大部でございますので、全体を説明することはいたしません。9ページだけ申し上げたいと思いますけれども、どういう分野について需要があるかということでございます。ニーズの高いものにつきましては、地図データ、交通、防災、都市計画、医療・介護、統計等々、様々なデータが含まれております。

ただ、これらのなかに、パーソナルデータが含まれているのかということでございますと、例えば10ページに地図・地下データの例を記しておりますが、こちらをご覧くださいますと、固定資産課税台帳が含まれておりますので、一部含まれる可能性はあるかなと考えております。

後ほど申し上げますけれども、行政機関等がお持ちの公共データの中で、何がパーソナルデータに該当するかという線引きにつきましてはあまり明らかでないと理解しております。したがって、公共データ全体を対象として、産業界としては需要が大きいということ、この資料をもってお話をさせていただきたいと考えた次第でございます。

産業界といたしましては、非常に信頼性の高い基礎データとして、公共データの民間での活用への期待が非常に高いところがございます。政府におかれましても、政府自ら積極的に公共データを公開すること、あるいは営利、非営利を問わず活用を促進すること等を基本原則とする「オープンデータ戦略」に取り組んでいただいておりますことについては産業界としても非常に大きな期待をしているということ、1点目に申し上げます。

2点目といたしまして、行政機関等が保有するパーソナルデータの適正な利用を促進するためには、利用可能なパーソナルデータに関するデータカタログを整備していただくことが重要と考えております。行政機関等が保有するパーソナルデータにつきまして、私どもといたしましては何がそれに該当するのかというのがわからない状態でございますけれども、どのようなパーソナルデータがあり、それらがどのような目的で、どのように活用されているのか、現状ではよくわからないということがございます。

したがって、民間での利活用ニーズという点につきましても把握できていない状況にあります。行政機関等が保有する個人情報の特質を踏まえ、個人情報とパーソナルデータの違いを明らかにした上で、民間企業が利用したいと考える公共データの中でどのような情報がパーソナルデータに該当する可能性があるのかについて、研究会でのご検討をいただきたいと考えております。

行政機関等が保有される個人情報の中には、「個人にとって任意性のない、または低い、個人情報」や「個人の機微に触れる情報」があると伺っており、当然そうだと思います。とはいえ、そればかりかということ、そうではないものも含まれるのではないかと考えておりまして、そうだとすると、民間の保有する個人情報と実は本質的な差異はないのでは

ないかと考えてはじめているところでございます。

オープンデータへの試みといたしまして、行政機関等が保有されている個人情報、純粹な行政情報で機微性の高い非公開情報と、民間事業との境界が曖昧で利用可能な公開情報に分類していただき、公表可能な情報については政府のデータカタログに整理していただき、こういったことをご検討いただけないものだろうかと考えているところでございます。

3点目は、個人情報保護制度全体の整合性についてでございます。個人情報保護法と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、ならびに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律では、個人情報の定義あるいはその取扱いの仕方が異なっております。保有機関によって異なる取扱いが求められるということは、データ利活用推進の阻害要因にもなりかねないのではないかと考えているところでございます。

公共データの産業利用への期待が大きいことから、官民の間のデータ流通は今後拡大することが見込まれますので、行政機関、独立行政法人、地方公共団体等と民間の基準や手続との間に不合理な乖離、こういったものが存在するとすればそれをなくして、官民間の適正かつ円滑なデータ流通を図るための環境整備をしていくことが不可欠であろうと考えるところでございます。

そのためにも、個人情報の保護と利活用に関する行政組織あるいはその体制、制度を第三者機関にできるだけ合わせていく、場合によっては一元化するという点についてもご検討をいただきたいと考えております。

4点目は、行政機関等によるプライバシー影響評価、PIAの評価・検証についてでございます。番号法における特定個人情報保護評価の実施状況等を踏まえまして、行政機関等における個人情報等の取扱いに際しては、特定個人情報保護評価の手法を活用することを検討していただくとともに、権利、利益の侵害に係わるリスク評価のあり方も含め、実効あるプライバシー影響評価の実施方法について評価・検証する必要があると考えます。これにより、マルチステークホルダーアプローチに向けた行政機関における体制を施行していただきたいと考えているところでございます。

最後、5点目は、国際的に整合性のとれた制度作りをお願いしたいということでございます。先ほど、官民間の適正かつ円滑なデータ流通に関する環境整備という国内のことを申し上げましたけれども、国際的なデータ流通のことを考えますと、諸外国での公共データの利活用や公的な機関での個人情報保護の取組みや経験などを参考にしながら、国際的にも整合性のとれた制度作りを目指していただきたいと考えているところでございます。

グローバルビジネスの中に身を委ねております私どもといたしましては、こうした視点がございませんと、後で、ビジネス展開そのものへの影響が及んでいく可能性があるのではないかと考えているところです。ひいては、データ利活用による日本全体産業の振興あるいは国民生活の向上への障害になってもいけないと考えているところでございます。

5点ほど申し上げてまいりましたけれども、具体的な問題につきましては後ほど質問の

なかでお答えをさせていただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

(藤原座長) ご説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の根本常務理事のご説明に対してご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。それでは、大谷構成員から。

(大谷構成員) ご説明とご意見をありがとうございました。3点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

資料1で配布していただいた調査結果の中で、特にニーズの高い情報といったものが、14ページを見ますと、保有機関別では圧倒的に地方公共団体122件という情報が集まっております。この研究会そのものは、地方公共団体の保有する情報については含まないものとなっておりますけれども、地方公共団体の持つ情報の特性などを考慮して、経団連さんとしてのご意見があるようでしたら、参考までにお聞かせいただきたいというのが1点でございます。

それから、2点目が、いただいた資料のところにその他というのが42件ありまして、様々なものがあるのだと思いますが、この中で特に強調しておきたいものというものがあられるようでしたらご紹介いただきたいと思いますということです。

それから、3点目の質問が、御説明の3点目の個人情報保護制度全体の整合性の中で、官民のルール、不合理な乖離があればそれを是正するためにも第三者機関を活用してというようなご意見があったと思いますが、不合理な乖離と思われることの実例ですとかありましたらご紹介いただければと思います。

以上3点ですが、よろしく願いいたします。

(藤原座長) ありがとうございました。1番目が資料1、地公体が多いのではないかと。2番目がその他の具体例があるか。3番目が不合理な乖離の具体例があればというご質問でしたけれども、いかがでしょうか。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) まず、地方公共団体の部分につきましては、保有するデータそのものが、例えば地図情報等でございますと、あるいは道路情報等でございますと、地方公共団体がお持ちのデータがある。国道ではなくて、やはり県道であったり市道であったりというような部分がございますので、そういう関係で地方公共団体のものが多くなっているのだらうと推察をいたしております。

ただ、そういうデータの取扱いにつきましても、3点目のご質問とも関連をいたしますけれども、全体を通しての整合性のとれた対応になっておりませんと、官民間のデータ流通にも影響が出かねませんので、取扱いに関する指針が望まれると申し上げたところでございます。

2点目のご質問につきまして、その他が42件になっているけれどもというお話を頂戴いたしました。種類別のその他データの内訳についてはこの資料の中に記載をしておりますが、54ページの保有機関別のその他データでございますと、データや要望の例を記

してございます。外郭の機関が保有されていた、元々行政であった組織が保有されていた様々なデータへのニーズが出てきているのかなと考えております。

3点目のご質問でございますが、1点目のところで多少申し上げましたけれども、整合性のところにつきましては、その特質により個人情報という言葉の定義が官民で異なっていることがございます。照合容易性の概念が行政側においては存在しないということがございますので、どこまでがパーソナルデータになるかというのは実はよく私自身はわかっておりませんで、全て個人情報になってしまいかねないという気すらしてございます。

加えまして、第三者提供の際にも取扱いの基準が官民で異なっているという理解をしてございます。不合理な乖離とは何か、ということへの直接のお答えにはなりませんけれども、様々取扱い方が違うということになりますと、データにタグを付けて全部流通させるわけにもまいりませんので、取扱い上困った事態が生じかねないという懸念を有しているという状況でございます。

とりあえずお答えは以上でございます。

(藤原座長) それでは、佐藤委員どうぞ。

(佐藤構成員) 幾つか、大谷委員からの質問の続きで確認したいのですが、民間の個人情報やパーソナルデータの保護と行政機関の保護ということで、今ご指摘いただいたのは、取扱いに関しての違いが出てくると困るというお話だったように理解したんですけども、行政機関と民間とでパーソナルデータの取扱いが同じであるべきか、また違うべきか、いろいろ議論があるところだと思うのですが、経団連としては、個人情報の定義も違うべきと考えるのか、定義はそもそも同じで取扱いのところだけが違うとお考えになっているんでしょうか。それが質問の1点目です。

それと、今日いただいた資料1の方で、公共データ利活用促進への期待というところがございますが、これは基本的にはオープンデータのことをおっしゃっているのだと思うのですが、今回、この研究会で議論をしているのは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律ということで、保護に関する法律になります。

オープンデータに関しては、それは情報交換リスクだという言い方もありますけれども、保護の法律の中でオープンデータに関しての何らかの取扱いなり何らかの定義というものを織り込むべきだというお考えなのかということが質問の2点目です。

あと、3番目の質問が、いただいた資料の5番目の国際的に整合性のとれた制度作りというところに関わります。経団連の場合、海外との取引がありまして、顧客データを含めて個人情報の取扱いというものが出てくるのは当然のご意見かなと理解しております。

お伺いしたいのは、EUの場合、個人情報の規定で、いわゆる十分性条件と呼ばれているものがあり、その場合には行政機関も第三者機関による監督指導を受けなければいけないような形になっておりますけれども、実際、EUのデータを日本に持つてくるためには、EUの言う十分性条件、つまり行政機関も含めた形で考えなければいけないことになるのですが、経団連としては行政機関の持っているパーソナルデータに関しては第三者機関が

関わるべきだとお考えなのでしょうか。

(藤原座長) 最初の質問は、定義を同じ方向で考えるのか、あるいは定義は違うのか、定義は同じで取扱いだけ違うのかというスタンスの質問。2番目はオープンデータについて、これも行政機関が個人情報保護法の中で定義がいてお考えかというご質問。3番目は国際的整合性の中、EU指令の25条の充分性ルールの中に、行政機関、公的部門のパーソナルデータの監督も入れろとお考えなのかというご質問。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) まず、1点目でございます。最も望ましい状況としては、個人情報という用語が統一されている状況が望ましいとは思いますが、現状において異なっている中で、問題が発生しないような上手い取扱い方があるのであれば、そちらの可能性も当然、私どもとしては排除しておりません。ただ、混乱を招きかねない中で、定義の統一については検討対象にされてはいかがかなとは思っております。

取扱い手法につきましては、官が行われる場合と民が行う場合というのは様々変わるといえるのは、理解をしておるところでございます。そこは違ってはくるのだろうと思っております。

2点目でございます。現在のご検討が、研究会においては保護の方策であるというご指摘はそのとおりであるということで、私自身も理解をさせていただいておりますけれども、保護対象をどうするかというご議論は、裏返すとどこまでオープンにするかというご議論に直結いたしますので、オープンデータに関連するようなお話も申し上げました。

加えまして、第三者提供に関わる基準というのは、行政機関においては、学术研究目的等々で相当程度可能になっていると理解しております。必ずしも保護対象の部分と外部への提供の部分が厳密に切り分けられるといいですか、このデータは外に出す、出さないという議論と、個人情報保護対象かどうかという議論は、必ずしも一対一対応はしていないのではないかと考えているところでございます。

国際性の問題、EUの充分性条件のお話は経団連内で完全に意見の一致をみた見解というのは現時点において無いと理解しております。ただ、国内体制といたしましては、原則として第三者機関に全て委ねていくような形が望ましい。その方が統一的なデータの取扱いができると考えてございまして、統一化する、あるいはそれに準ずる形の体制が組めるのであれば、それも1つの選択肢になり得るかと思っておりますけれども、原則としては1つのやり方で前に進んでいただきたいと考えているところでございます。

(藤原座長) ありがとうございます。ほかに何かございますか。

では、私から補足的に一、二伺いたいと思います。最初の国際的に整合性のとれた制度作りについて、今の佐藤構成員と根本常務理事のやりとりを伺っておりますと、この場合の国際というのはEUとどちらもお考えだという理解でよろしいのでしょうか。経済展開というのは実はアジアで著しいという理解をしておるのですが。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) データの取扱いにつきまして、米欧間で相当程度の違いがあるということは理解をしております、その際にグローバルなデータ流通の

妨げにならないようにということを望んでいるということをございまして、必ずしもEU基準に合わせるべきということを主張しているわけではございません。

(藤原座長) わかりました。

それから、先ほどの定義ですけれども、容易照合性という言葉は実務的、解釈的にはデータベース社会ですので、ほとんど官民で変わらないという解釈ができるかと昔から思っているのですが、違う場合に、グレーゾーンがある場合に、どちらに引き寄せるかという問題がございますよね。厳しい方に引き寄せるのか、逆に緩やかな方に引き寄せるのか。それはどちらに引き寄せるのか。やはり緩やかだという理解でよろしいのでしょうか。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) そこは別の場においてご検討が進んでおりました、民間のケースの場合においても、突合しない要件を入れながらデータの利活用を進めようという流れになっていようかと思えます。残念ながら、官の方は容易性の条件がございますものですから、恐らく個人から収集したデータについては全て突合可能であるという状況かと思っております。

したがって、民間のやろうとしているような、いわゆるパーソナルデータの利活用の中でされようとしているような低減データのお話とか、そういった議論が官データについては生じない、生じないというか、そういう取扱いが今の体制の中ではできないのではないかと、これは多少個人の見解が入りますけれども思っております、その意味で容易性の部分に言及をさせていただいた次第でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。下井構成員。

(下井構成員) ご説明ありがとうございます。私の方から幾つか簡単にご質問させていただきます。今日、この資料の中でいろんな情報についての、行政機関等が持っている情報についての需要が高いということをお伺いいたしました。この中でパーソナルデータと個人情報の概念がはっきりしないということは確かにそうなのかなと思えますけれども、ただ、法律上一応ははっきりしているはずで、今、藤原座長がおっしゃったように、官民でたぶん結果的にはそれほど変わらない。

ただ、具体的にある情報が個人情報にあたるかどうかという判定のところでは難しいのだらうと思うのですけれども、そのことを前提にして、いわゆるパーソナルデータの中でも個人を特定できる情報かというのがたぶんこの研究会でも焦点となる情報となると思うのですけれども、今日いただいたこの資料の中で、個人識別性がある情報というのはそれほどはないですね。

資料を拝見しただけでは私はそういう印象を持ったのですが、例えば10ページの、先ほどのご説明の中で挙がっておりました固定資産課税台帳。これはたぶん個人識別性のある情報を含んでいるのだらうと思えます。

そこでお伺いしたいのは、例えば固定資産課税台帳とか、それから18ページのところで住民票というものが挙がっておりますけれども、こういったデータに対するニーズが高いということはわかったつもりではおるのですけれども、こういったデータが、例えば個



人識別性がなくなった状態で提供する、あるいは匿名性を非常に高めた状態であっても、それでもやはりニーズがあるのか。それとも、やはりそこは個人識別性があった状態であればニーズがないのか。そこをまず教えていただきたいというのが1つです。

もう1つは、先ほどもちょっと話題になったかと思いますが、その他のところでいろんな例が挙がってございましたけども、例えば52ページとか53ページでデータの種類その他、その例として法律であるとか省令や各種通知、それから高裁・下級審の判例、法令・省令などが挙がっておりますけれども、これはこういうものに対するニーズがあるというのはよくわかるのですけれども、これは現在でも簡単に手に入るはずのものですよね。ということは、この資料1の中で様々な情報を挙げていただいておりますけれども、現状の下で手に入りやすいもの、あるいは手に入りにくいものというのは一応仕分けができるのではないかと思います。

それを踏まえて、66ページの下のところ、ニーズに合わせた商品・サービスの提供ということで、現状では情報の提供が不十分であると、情報が入手しづらいという、そういうご指摘なのかなと思ったのですけれども。結局、今日いろいろご紹介いただいた情報の中で、現状で手に入りやすいもの、それから入りにくいもの、入りにくいけど今後何とか制度等を変えて手に入りやすいにしてほしいものというものを分けていくことが、これからの議論の1つの前提になるのかなという印象を抱きました。

そこで、質問としては、個人識別性をなくした、あるいは匿名性を高めて個人識別性を低めたものでも必要なのか、それともそこは個人識別情報でないと無用なのかという点。もう1つは、現状の下で、この資料を拝見した限りでは現状の制度の下でも手に入りやすいものはあるように私には思えましたけれども、そうでないものもたくさんあるのだろうと。そういうものの仕分けといったものを教えていただければと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。ご質問は2つあって、1つは識別性があるデータでないと駄目なのか。低減データの場合はどうなのか。匿名、それは恐らく連結不可能という意味だと思いますけれども、完全な統計的データにしてしまっても利用できるものもある。どの辺りをお考えかという質問だったと思います。後者は、そういうもので必要なもの、具体的仕分けはいかがかということですね。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) ご質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。端的に申し上げますと、識別性をなくしたデータ、低減したデータについて、当然、需要はございます。そういったものにつきまして、地域ごとでございますとか様々なアグリゲートされたレベルのデータであっても、私どもの会員の方からはやはりそういったものに対する需要は多くございます。それは様々な場で利活用が可能、いろいろな戦略を考える上でも極めて貴重なデータになり得るということでございますので、ニーズはございますというのを端的に申し上げたいと思っております。

ただ、行政機関内では、匿名性を確保する、あるいは低減したデータにするという形になっておりまして、行政機関内では突合可能な状況には変わりがございますので、そ

れは恐らく個人情報として取り扱われるのが現行の体制なのであろうという理解をしているということを先ほど来申し上げているところでございます。

2点目でございますけれども、制度的に手に入りやすい、入りにくい、あるいは手に入れることができる、できないのその仕分けが必要だというご指摘はそのとおりでございますけれども、個々のデータにつきましても、手に入りやすい、簡単に入るもの、ご指摘のとおり、法令情報等々は比較的簡単に手に入りますが、それらに関連するような様々な文書、そのなかには手紙のようなものも含まれるかもしれませんが、そういったものまで検索できるかという、これはできません。

したがって、手に入る情報のカテゴリに入るものであっても、現実的には探しきれないものもあるという状況がございます。

一方において、学術研究目的でありますと、個人が完全に特定できるデータですら入手が可能というのが現行の建付けだと思っております、非常に手に入りにくい情報だけでも手に入れることはできるという法律の建付けになっていると理解をしております。それぞれの情報に、マトリクスがたくさんできてしまって、どこがどういうふうになるのかというのが、今の時点では、私の手元でも情報が不足しております、どの情報がどういうものかという説明ができない状況でございます。

(下井構成員) 最後のお手紙の話はパーソナルデータとは限らないですよ。つまり、手に入りやすいか入らないかという問題は、パーソナルデータとしての機微性が高いかという問題、あるいは個人識別性が高いかどうかというだけではないわけですよ。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) 法令情報のご指摘がございましたので、例としてそういうことを申し上げてしまいました。パーソナルデータにつきましても、そのレベル感はいろいろあろうかと思っております。

(下井構成員) わかりました。ありがとうございます。

(藤原座長) 後で統計基準担当の方からご説明いただけるので、それにも関連すると思うのですが、前半は、要するに個人識別性が行政機関内では結局あることになるので、当該個人情報の外部への第三者提供のときのルールが引かかるからというご懸念ですよ。

後半は、手紙というのはノーアクションレター制度のことを言っておられるのですか。それとも行政実例で何々お見込みのとおりとかそのことを言っておられるのか、あるいは通達の類のことを言っておられるのですか。

お手紙というのがどういう意味かわからないのですけれども、そのお手紙は指針ではないという意味ですね。行政指導としての基準にないということ。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) 法令上位置付けられた命令であるとか、指示であるとか、そういったものではなくて、こうされたいかがでしようかというものが執行上極めて重要な意味を持っている場合について、例として挙げさせていただきました。

(藤原座長) 個別の行政指導、個別対応ということですね。わかりました。

庄司構成員。

(庄司構成員) 基本的に、これはオープンデータに関する調査だということもありますけれども、経済界で非常に公共データ利活用に対する非常に大きいニーズがあるということ、そしてその一部として個人情報、パーソナルデータに関するニーズが含まれているということであると理解しました。非パーソナルデータへの期待も非常に大きいということもよくわかりました。

注目したいのは、先ほど話題になっていた資料の66ページ目です。具体的な利用イメージの中の「ニーズに合わせた商品・サービスの提供」というところで、学術目的以外での匿名データ利用ができないという問題や、介護保険データのような、できれば町丁目単位とかもう少し単位を絞ったところでデータを提供してもらえれば使いたいというニーズが書かれています。

62ページの利用イメージの中でも、地域ごとのなになにをしたい、ということが書かれています。ですので、個人を特定するところまではいかないけれども、ある程度のエリアでこういうニーズがありますということを知るようにしたいというニーズがおりのかなと思いました。ただ、それをやる中で、場合によっては個人を特定し得るケースもあるということで、ここが論点だろうと思ったのですけれども、こういう理解でよろしいでしょうか。

(日本経済団体連合会(根本常務理事)) 地域ごと、例えば今、例に出していただきました62ページの「不動産取引の判断材料の多様化・正確化」や66ページの「ニーズに合わせた商品・サービスの提供」というのはご指摘のとおりでございます、地域ごと、あるいは階層別に集計されたデータであってもマーケット選択上は極めて有益なデータになり得るということをここに記載してございます。そういうレベルであっても民間利用に供していただけるのであれば非常に役に立ちますし、効率的なサービスの提供、有益なサービス等が地域ごとに、必要な方々に提供できる可能性があると考えております。

(藤原座長) それでは、この辺りで日本経済団体連合会へのご質問は終わらせていただきたいと思えます。根本常務理事、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして新経済連盟のヒアリングに移りたいと思えます。新経済連盟、関事務局長、よろしくお願いたします。

(新経済連盟(関事務局長)) 新経済連盟の関でございます。本日は説明の機会をいただきましてありがとうございます。お手元の資料2に沿いましてご説明をさせていただければと思えます。

まず、スライドの1から。本日は主に海外の状況、事例を中心に説明させていただき、最後に制度設計についての当団体の考え方を簡単にご説明したいと思っております。

現状、オープンデータをどう利活用するかという観点での議論が主でございます、その中において、個人情報、パーソナルデータを含むものもありますので、それに由来するものをどう扱うかについては、なかなか当団体の会員の方からも具体的にこれをこう使い

たいというのがそれほど多く出てきているわけではございません。

例えば反社の確認をしたいとか、そういう非常に具体的なニーズはあることはあるものの、それをどう制度に落とししていくのかということについては十分議論が必要かなと思います。そういう意味で、海外でどうかということを中心にまずご説明をさせていただければと思います。

スライド1。ご案内と思いますが、米国におきましては、昨年、オープンデータ化を推進、義務付ける方針が示されています。新たに作成するデータは公開することが義務付けられるという状況になっていると理解をしております。また、イギリスにおきましては、同様にオープンデータ化を推進する方向になっておりまして、特にマシンリーダブルといいますか、PCで活用できるようにという形での提供が義務付けられているという状況になっております。

2スライド目でございます。そういう状況を鑑みますと、日本でも提供されるという状況に、あるいは利用できるという状況になれば、企業としてはそれを活用していく方法をどんどん考えていくと思います。そういう意味で、利活用するという方向性をまずは打ち出していくことが必要かなと思います。

具体例としては、次の下の方の記述でございますけれども、例えば政府の各種データの分析結果を利用して、民間としての情報提供サービスをどんどんやっていくということが考えられます。ここに書いてあるような不動産関係あるいは医療介護福祉関係のサービスというのが考えられるかなと思います。あるいは、取引相手の属性確認があります。先ほど申し上げました反社の確認とかというような、非常に具体的な利用形態も考えられるかなと思います。

その際に、民間における利活用の議論でもいろいろ課題とか考慮すべき点が出てきておりますが、そういったことはかなりの部分、行政機関が保有するデータの利活用ということにおいても参考になったり、そのまま適用できたりということがあるのかなと思っております。

例えば、対象となるエリアないし人のグループが狭いと、人数が少ないという場合における人の特定性が高まるということはどう捉えるかといったこと。それから、あるいは先ほども反社と言いましたが、これは別に反社リストが欲しいわけではなくて、該当するかどうかさえわかればいいというニーズでございますので、そういったことをどう実現するか、そういったことを議論いただければかなと思います。

スライド3にいきまして、3スライド以降は諸外国で実際に活用されている事例を5つほどここではご紹介をさせていただきたいと思っております。

3スライド目の事例の①ですけれども、これは英国のOpen Corporates というところが提供しているサービスでございます。企業のデータについてのデータベースを提供しているということで、1つには役員の情報の掲載でありますとか、あるいは、これは公開会社においては公表情報でございますけれども、あるいはその先にあるのは法

人の実質支配者の情報でありますとか、行政処分等を受けた場合の個人事業主の情報でありますとか、そういったことも含まれ得ると考えておりますので、パーソナルデータとの関係が出てくるのかなと思います。

次の4スライド目はK e l Q u a r t i e r、フランスの会社でございます、所得分布でありますとか、自動車の使用頻度でありますとか、そういったことを地図上に表示するサービスを提供しているものでございます。政府から提供されたものに加えて、他の情報も加味する形で地図上で提供されておまして、不動産会社における物件の評価等で利用されているということでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げたように、小さなコミュニティ単位で判断できるようにサービスをするのでございますけれども、そうすると個人特定性が上がるという別の側面がございますので、そういった考慮も必要かなと思います。

それから、5スライド目でございます。これはH o m e S n a pという会社のサービスですけれども、アメリカで提供されているM L Sという不動産関係の、不動産業者が主に利用するデータベースを使って、より付加価値の高い情報をユーザーに提供するというものでございます。

加えて、納税記録でありますとかそういったことから課税評価額を算出して、そういった情報も提供するというので、これも政府の持つパーソナルデータが利用されている例でございます。

6スライド目でございます。i T r i a g eという会社がやっております。これはアメリカの会社ですけれども、図にありますように、人体模型から病気の症状等を選択して、位置情報を入力するといろいろな情報が得られるということございまして、アメリカの公的な医療機関のサービスのデータベースに加えて、いろいろな付加情報を加え、より付加価値の高い情報を提供しているということございまして、特定の医師へのアポイントメントであるとか、そういったことまで提供するような機能がございます。

それから、7スライド目の事例の⑤でございます。B i l l G u a r dというアメリカのクレジットカードに関する情報提供会社でございますが、これはクレジットカードに関する苦情D Bというのをアメリカの消費者金融保護局が公開しているわけですけれども、これに対してフェイスブックとかツイッターの情報も活用しつつ、不正とか詐欺の行為が疑われるような利用記録についてユーザーに警告を発するというようなことをやっております。クレジットカードに関する保護局からの情報につきましては、匿名化された形で公開されている情報を活用していると聞いております。

以上が事例でございます、最後に8スライド目。制度設計に関しまして幾つか申し上げたいと思います。

まず、第一に利活用ということに重きを置いていろいろ検討いただきたいと思います。先ほど来のご説明は一例に過ぎませんので、いろいろな情報が提供されるということになれば、民間企業側は創意工夫でいろいろな使い方を考え出していきます。そういったものを

阻害しないように、ぜひ柔軟性のある制度設計をしていただきたいと思います。それによって消費者の享受できる利便というのが非常に大きなものになると思います。

その際に、民間企業の個人情報保護法におきましては今いろいろ議論が進められていますが、それとの仕組みあるいは規制の整合性というものは特に留意すべきではないかなと思います。

例えば民間企業の個人情報に関して第三者機関を作るという議論がなされておりますけれども、当連盟としてはその設置そのものについても慎重な考え方を持っておりますし、仮に設置するとしても、その機能、権限については非常に抑制的で限定的なものにすべきであると考えておりますが、仮にそういった第三者機関が民間用に作られるということであれば、同機関はその機能と権限において行政機関に対しても同様の立場で機能すべきだろうと考えております。

簡単ですが、以上でご説明を終わります。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明に対してご質問、ご意見等ございましたら。庄司構成員からどうぞ。

(庄司構成員) ありがとうございます。先ほどの経団連さんの資料では公共データの産業利用とか公共データの利活用という表記をされていて、今回はオープンデータという言葉がたくさん飛び出したのですが、微妙に違うと思うんですね。オープンデータを狭い意味で捉えると、出典明記ぐらいが条件で、あとは本当に自由に使っていい、何の制約もないということになります。しかしパーソナルデータを一定の条件の下で使っていいこうという話では、基本的に何らかの制約や条件を付けた上ででもデータを使えるようにしていいこうという話をしているのでオープンデータとは違うと思うんですね。

という認識の上で、どうしてもやっぱりオープンデータじゃないといけないのでしょうかということをお伺ってみたいと思います。どこからデータを入手したかということを残しておくであるとか、いろいろ制約が付くのだと思うのですが、そうした制約の下でも利活用を進めていきたいということであるのか、そうではなくて、利用条件における制約がほとんどない、オープンデータじゃないといけないということなのかという、その感触をお伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(新経済連盟(関事務局長)) 資料における用語の使い方が違うだけで、基本的には経団連さんと同様の考え方だと理解しております。もちろん、公表するに際して、あるいは提供するに際していろんな条件を付加するということは当然あり得る話だと思いますし、公開以外に特定の契約という条件を満たした者にのみ提供するという考え方もあるでしょうし、いろんな考え方があるのですが、いずれにせよ、狭い意味での提供を前提としたオープンデータという意味ではございません。

(藤原座長) ほかにいかがでしょうか。

私から少し挙げると、ここに書いていただいている例というのは主にアメリカの事例ですか。

(新経済連盟 (関事務局長)) アメリカに限らず、フランスの事例もごございます。

(藤原座長) 1つありますね。そのほかアメリカの事例みたいですね。

(新経済連盟 (関事務局長)) あと、イギリスの事例もごございます。

(藤原座長) その場合、議論するとき、我が国では公的部門で行われているサービスと、モデルとした国では公的部門があまり関わっていないものと分けた方がいいのかなという感想を抱いたんです。

例えばクレジットの場合というのは、データベースの運用をしているC I Cというのは別に公的部門ではないですね。それから、反社の問題でも金融機関等によってはどういうデータベースを利用するのか、警察情報を利用するのかでたぶん違ってくると思うのですが、どういふところに焦点を当ててご要望なのかなというのが1つ、これは質問というより感想です。

もう1つは、今、アメリカ、あとイギリスとフランスが1例ぐらいずつあったような感じがするのですが、第三者機関との関係で新経連の方としては、アメリカにおけるF T Cの存在というのはどのように捉えておられるのでしょうか。公正の確保と消費者保護には限られますけれども、この2013年の文書が出たときには、同時に個人情報についても、その関連の文書の中では一般的な個人情報保護法を作るのはどうだとか、いろんな議論がされていると思います。

F T Cにもう少し権限を持たせようということも言われているのですが、先ほど第三者機関というのはできるだけ抑制的であるというご意見があったので、E U的な第三者期間ではないにしても、F T Cの存在というものについてどういふふうに捉えておられるのかなと思ひまして。いかがでしょうか。

(新経済連盟 (関事務局長)) 法執行して規律を守っていくという形での何らかの仕組みというのは必要なんだろうと、その例としてアメリカのF T Cというのがあるのかなと考えております。

(藤原座長) 議論になっている第三者機関というのは、民間及び行政機関等が保有するデータ両方を対象にということですから、もっと全体的な仕組みということでしょうか。

(新経済連盟 (関事務局長)) まず、保護するための仕組み、あるいは利活用に絡めても含めて、それについては、基本的な考え方は民間と行政機関で同じであるべきだろうと考えます。もちろん、行政機関の方はセンシティブティの高い低いとか民間と比べてありますし、同意の取り方についても民間と違う部分がございますので、その辺りの違いというのは当然生じてくると思うのですが、根本的な考え方というのは、あるいは仕組みとしては同一のもので実現すべきではないかと思ひます。

その際、E Uを例として考えた場合に保護色が強くなりすぎると、それはそれで経済には悪影響を及ぼすので、その辺りのバランスというのは十分考慮する必要があると思ひています。そういう意味で、第三者機関の設置そのもの、あるいはその権限ということについては十分な配慮が必要かなと思ひます。

(藤原座長) ありがとうございます。佐藤構成員どうぞ。

(佐藤構成員) いただきました資料の8ページのところの2番目の項目に、民間の創意工夫を阻害しないように柔軟なものにと。これはあれば皆そうだよねということになると思うのですが、この意図というのは、民間に関する個人情報保護に関しておっしゃっているのか、行政における個人情報保護を前提にして書かれているのでしょうか。

行政における個人情報保護を前提に2番目の項目を書かれているとしたら、何か具体的に現行のいわゆる行政における個人情報保護に関する法律で、何か民間の創意工夫を阻害しているようなもの、事例というのはあるのでしょうか。

(新経済連盟(関事務局長)) まず、これは行政機関が民間に提供するに際しての規制に関わるような制度のことを言っております。それについては、民間の創意工夫を阻害しないようにということで、利活用にぜひ配慮してほしいという趣旨で書かせていただきました。

(佐藤構成員) これは既に何か阻害しているということがあって書かれたのですか。

(新経済連盟(関事務局長)) というよりは、今、民間に提供するというのをあまり想定していない仕組みになっているような気がするので、新たな制度設計を検討しているということであれば、そういう配慮をしていただきたいという趣旨です。

(佐藤構成員) 阻害と書かれているのは、それは情報が提供されていないという問題があるのでしょうか。

(新経済連盟(関事務局長)) そうではなくて、そういうことを想定しないところから利活用ができるように制度設計を考えていくという、そういう場だと理解していますので、その検討の際には創意工夫に阻害がないような形の制度にさせていただければという趣旨で書いただけです。

(佐藤構成員) 今後の法制度に向けてということですね。

(新経済連盟(関事務局長)) そうということです。

(佐藤構成員) 現行に関して何か具体的な問題があるというわけではない。

(新経済連盟(関事務局長)) 現行については、恐らくこういったことと無関係な形で制度ができていないのではないかと理解をしています。ちなみに、具体例としてはスライドの1にありますようなアメリカとか英国の例を念頭に置いたものです。

(藤原座長) 宍戸構成員お願いいたします。

(宍戸構成員) ご説明ありがとうございます。今の佐藤構成員との議論のご趣旨は、行政機関個人情報保護法ないし個人情報保護法それ自体かどうかは別として、全体として行政機関における情報の取扱いの仕組みとして、民間での利活用という視点も考えて制度設計をしっかりとデザインしてくれ、ということですね。

(新経済連盟(関事務局長)) はい。

(宍戸構成員) それに1点関連してお伺いしたいのはスライドの2ページ目のポツの3ポツ目です。例えば以下のことが考えられるということで、取引相手の属性確認における



利用を、もちろん仮定のお話だと思えますけれども、挙げていただいております。

関事務局長からご説明があったときに、これは必ずしもオープンデータということではなく、個別にということであって、特に挙げられた反社会的勢力の例を考えると、先ほどの経団連さんのご説明にもあったように、確かに利用の需要があるだろうとは、思うのです。

他方で、これは非常に機微度が高い情報たり得ることも同時に確かですね。そうなりますと、今後、民間の方が行政機関からの情報提供を受けるということがあり得るとした場合にも幾つか制度設計が考えられる。オープンデータという形で自由にフローしているものを使う、あるいは非常に簡単な手続で取るというやり方もあれば、この種の機微度の高い情報については、基本的には1回ごとにもらって、確認に使ったら各企業さん、事業者さんが保有する個人情報として持つのではなく、捨ててしまうというやり方とか、あるいはその分強い安全管理措置を求められる。

このような、いろいろなもらい方、情報の内容ないしコンテキストでいろんな違いが起きるといえることはあってもよいか。それとも、もらったものはもう各事業者が保有する情報として、あとは民間の個人情報保護ルールで扱えるような情報にしてくれということか。この辺りについて、何かご感触なりご意見がありますか。

(新経済連盟(関事務局長)) まず、属性確認として想定されるのは、先ほど反社というのを挙げましたけれども、例えば単純に年齢確認みたいなものを含めまして、あるいは何らかの資格の保有確認みたいなこととか、いろいろあると思うのですけれども、その際にも使い方とかにも依存するのですが、完全に持たないと駄目だというケースもひょっとしたらあるかもしれません。けれども、恐らく多くのケースはそれに該当するかどうかという確認を、要は○か×かという答えをもらうだけでいいという程度の話が多いとは思いません。

そういう形で、いろんな使い方とか情報の持ち方とか持たなさ方とか、ということもあるので、それはその状況に応じて柔軟に対応できるような制度が望ましいのではないかと思います。

もちろん、公開するというだけでなく、先ほども申し上げましたが、特定の者にだけ提供するということもありえる。例えば契約を結んだ企業にのみ提供するとか、あるいは認定を受けた企業にだけ提供するとか、機微な情報についてはそういったことも必要になってくるだろうと思います。

(藤原座長) そうしますと、カテゴリカルに出せというのではなくて、実戸構成員のご質問のように、機微度に応じて、属性に応じて1回1回の許可制であるとか届出制に近いような捉え方もあり得るといえることでしょうか。

(新経済連盟(関事務局長)) それもあり得ると考えます。それは情報の機微度に応じて考えるべきかなと思います。もちろん、すぐに情報を捨てろという条件を付すことも考えられます。

(藤原座長) 下井構成員。

(下井構成員) どうもありがとうございました。今の宍戸構成員の質問に関連して、スライドの2ページに挙がっている例ですけれども、これらはパーソナルデータの中でも個人識別性があるかどうかによって扱い方が変わってくるはずだと思います。それだけで決まるわけではないでしょうけれども、重要な指標であることは間違いないと思います。

先ほど経団連さんにもお伺いしたことと同じことになるかもしれませんが、このスライドの2ページで挙がっているこういったパーソナルデータが個人識別性をなくした形で提供されても、それは有用であるのか。そういう個人識別性をなくした、あるいは匿名性を非常に高めた形の利活用であっても、そういう提供であっても利活用のニーズはあるのかどうかという点を教えていただければと思います。

(新経済連盟(関事務局長)) この資料で想定しているのは個人特定性が低減された形で提供されたものの利活用でございます。が、ビジネスの内容によってはある程度の特定性が必要なケースもひょっとしたらあるかもしれませんので、一概には言えないかなと思いますけれども。

(下井構成員) 基本的には個人が特定できないことが前提ですか。

(新経済連盟(関事務局長)) できないデータで構わないという前提での資料でございます。

1点補足をしますと、先ほどの説明の中にもちょっと申し上げたのですが、例えば地域割りを考えた場合に、メッシュが細かければ細かいほどある場面では利用価値が上がるかもしれません。きめ細かく、精度が高く情報を提供できるからです。一方で、そうすると、個人特定性がないはずのものが持ってしまったというケースもあるので、その辺りの配慮というか、許されるようにしていただければありがたいなと思います。例えば人口が1,000人しかいない村という議論がよくされていると思います。

(下井構成員) つまり、名前を隠しても結局わかってしまうのではないかという。

(新経済連盟(関事務局長)) 30代男性といたら1人しかいないみたいに。

(下井構成員) わかりました。ありがとうございます。

(藤原座長) 先ほどから地理情報等の情報が出ていますけれども、それについては地理空間情報活用推進基本法に基づき、国土地理院ですとか国交省から地理データ、位置データに関するガイドラインが出ていて、その中で一定の議論もされていますので、そういうものの精査というのもこういった場でも今後必要なのかなと思いました。

関事務局長、どうもありがとうございました。

続きまして、総務省政策統括官(統計基準担当)のヒアリングに移りたいと思います。小森管理官、よろしくお願いたします。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官の小森と申します。どうぞよろしくお願いたします。政策統括官(統計基準担当)は、統計法や政府全体の統計の調整といった統計制度を担当しているところでございます。

本日お伺いしたのは匿名データについてご説明するようにとのご依頼があったからでございますけれども、匿名データは、統計データの二次的利用の一形態ということでございますので、その全体について説明させていただければと考えております。

説明資料でございますが、資料本体と、参考1が関係法令の抜粋、参考2が二次的利用のパンフレットという構成になってございます。それでは、資料本体に基づきましてご説明させていただきます。

まず、「1.はじめに」のところでございます。「公的統計データの二次的利用とは」でございますが、統計調査により集められた情報を既存の調査結果、これは言い換えれば、そもそもの目的としていた統計の作成の外に、秘密の保護を図った上で、新たな統計作成や統計的手法を利用した学術研究等のために活用するというものでございます。

統計というのは、ご案内のとおり、国民の協力を得てありのままの事実を報告していただくものでございますので、秘密の保護と国民の信頼確保が必須と考えております。

公的な統計調査によって集められた情報というのは、目的外利用の禁止という原則を統計法で書いてございます。その上で、当初の目的以外の利用も公益に資する場合があるということで、統計法で定める特別の場合には二次的な利用が認められるというような構成になってございます。二次的利用のメリットは書いてありますとおり、いろんな統計データを活用した研究が可能となることや、新たに統計調査を行う必要が減るといったことが挙げられると考えています。

続きまして、2ページ目の「2.調査対象の秘密保護」についてです。先ほど秘密保護と国民の信頼確保が必須と申し上げましたけれども、統計法でどのように図られているかということについて説明させていただきたいと思えます。

まず、基本理念ということで法の第3条第4項において、「個人又は法人その他の団体に関する秘密は保護されなければならない」とした上で、具体的な仕組みとして第39条で「調査票情報等の適正管理義務」、それから第40条は今申し上げましたけど、「調査票情報の利用制限（目的外利用の禁止）」、第41条で「個人、法人その他の団体の秘密の守秘義務」について規定しております。この守秘義務違反については罰則も定められております。

このように個人情報等は統計法によって厳重に保護されているということでございまして、その下の3ページのところでございますけれども、統計目的で収集された個人情報につきましては、行政機関の保有する個人情報保護法の適用除外とされているということでございます。

4ページは参考でございますが、こういった統計に関する秘密保護や目的外利用の禁止というのは我が国の独自のものではありませんで、国連の「公的統計の基本原則」において、「統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人に関するものであれ、法人に関するものであれ、厳重に秘匿されなければならない、統計目的以外に用いてはならない」と定められてございます。

「公的統計の基本原則」は、元々1994年に国連統計委員会において採択されたのですけれども、今年の1月に国連総会にて決議というふうにある意味格上げされまして、統計関係者のみならず政府全体で守るべき重要なルールとして位置付けられているところでございます。

続いて、5ページも参考でございますけれども、近年やはり調査拒否とかであったり、統計調査の環境が非常に厳しくなっているということで、「政府統計統一ロゴタイプ」というものを作りまして、国の統計調査であること、そして秘密の保護に万全を期しているということで国民の皆様の理解と協力をお願いしているということでございます。

また、ロゴタイプの制定以前からとなりますが、調査票等において、「お答えいただいた内容については、固く秘密を守り、統計の目的以外には使用いたしません」と説明をし、回答していただく方との間でもしっかり約束して統計調査を実施しているということでございます。

続きまして、6ページの「統計データの二次的利用」の概要でございます。制度導入の経緯と書かれてございますけれども、統計法というのは昭和22年に作られて、平成19年に全面改正したわけでございます。旧統計法におきましても、統計調査により集められた情報について、当初の目的外の利用が可能ではあったのですけれども、具体的にどういう利用範囲であれば利用して良いかという規定はなく、一方で、指定統計の場合には総務大臣の承認と公示が必要とする仕組みでありました。

新（現行）統計法におきましては、旧法で認められていました調査票の情報そのものの利用以外に、新たな利用形態として、オーダーメイド集計と匿名データを追加いたしました。また、それまでの運用を踏まえ、利用範囲を法令上に明記するとともに、総務大臣の承認ではなくて、それぞれの統計調査を実施する各府省等の責任と判断による利用が可能としてございます。

ちょっと飛ばしまして8ページでございます。「利用形態の種類」ということで3点挙げてございます。1点目が調査票情報。これは統計調査により集められた情報ということで、いわゆる回答原票とほぼ同じ情報となります。「ほぼ」と申し上げましたのは、氏名・住所等を消している場合や具体的な回答内容が分類化されている場合があるということでございます。また、二次的利用の際には、提供するデータ項目や利用者は必要最小限の範囲に限定しているということでございます。

それから、後程具体的に説明いたしますが、一定の条件の下、公的機関以外の方でも調査票情報の利用が可能となっています。現状は、各人の研究室においてデータを管理することができるのですが、情報セキュリティの徹底のため、オンサイト利用という、管理者が指定する場所・機械を用いてデータ分析を行うこととすることを検討しております。

2点目の利用形態は、「委託による統計の作成等」、いわゆるオーダーメイド集計でございます。これは文字どおりの説明となりますが、利用者からのオーダーを受けて、それぞ

れの分析目的に対応した集計表を新たに作るというものでございます。

3点目が匿名データでございます。調査客体が特定されないようにするため、個体識別情報を削除するなどの加工処理を施したデータとなります。匿名化措置の例でございますけれども、1つ目が、当たり前の措置となりますが、個体を直接識別できる情報の削除となります。それから、属性に関する情報の大きくくり化（グルーピング、トップコーディング等）があります。これは、例えば、年齢103歳とかいうような人では個人名を削っていても特定されてしまいますので、90歳以上として大きくくり化するものでございます。それから、特徴的なデータの削除やリサンプリングといったことをしております。

こういった匿名化措置については、各統計調査によりそれぞれの程度施せば良いのかというのは違いますので、一律な基準を設けることは難しいということを申し添えたいと思います。

また、匿名化措置に当たっては、安全性に加え、データ分析の有用性にも配慮することも重要となります。あまりにも大きくくり化した結果、データ分析に活用できないということでは意味がありませんので、そういった点にも配慮して匿名データの作成方法を検討する必要があるということでございます。

以上のように匿名データを作成するには専門的な知識が必要となりますので、各府省等では外部有識者を交えた研究会等によって作成方法の検討を重ねております。また、さらに、国勢調査等の重要性が特に高いと位置付けられている統計調査（基幹統計調査）については、内閣府の統計委員会において匿名データの作成方法について審議をした上で、匿名データを提供できるという仕組みになってございます。

それから、10ページの「主な利用要件」でございます。利用形態の「①調査票情報の二次利用」は、調査を実施した各府省等が自ら利用するもので、統計の作成、統計的研究及び調査名簿の作成のために利用できるものです。

「②調査票情報の提供」は調査を実施した各府省等が別の者に提供する場合でして、法第33条第1号は公的機関に提供する場合であり、これは「①調査票情報の二次利用」と同様に3つの目的に利用できることになっております。それから、法第33条第2号は、法文上は「第1号と同等の公益性を有するものとして総務省令で定める場合」について利用できるとなっており、具体的には総務省令で①公的機関が委託又は共同して調査研究を行う者、②公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者、③行政機関等が有用であると認める統計作成や統計的研究を行う者につきましては、統計の作成と統計的研究のために調査票情報を利用できることになっております。

それから、「③オーダーメイド集計」と「④匿名データ」でございますけど、これにつきましては利用できるのは一般の人、誰でも可能ということになっております。ただし、公益性のあることが条件になっておりまして、学術研究等の目的に限定することを法律と省令で定めております。また、公益性の担保として、研究成果の公表義務を課してございます。それから、これにつきましては有料となっており、実費を勘案した手数料を納付していた

だく必要があります。

11ページでは、政令で定めている手数料の額を記載しております。

続きまして、12ページ以降でございます。実際の運用状況に関して、「利用可能な統計調査数と利用件数」でございます。オーダーメイド集計は、26年度で26統計調査が利用可能となっております。それから、匿名データは、7統計調査となっております。トピックとしては、25年度に国勢調査の匿名データの提供が開始されています。

実際の利用件数については、13ページでございますように、21年度から25年度末までの累計で、調査票情報の提供（法第33条第2号に基づくもの）が748件、オーダーメイド集計は58件、匿名データは164件となっております。

続きまして、14ページとなります。ご参考までに利用手続の流れをご説明させていただきます。イラストの左側がオーダーメイド集計の利用者で、右側が統計センターと書いてあります。これは、当該イラストは統計センターのホームページからの引用であるためであり、各府省が窓口となって提供している場合もあるとお考えいただければと思います。

手続は、まず利用者が相談の上申出を行い、統計センター等の提供機関が利用目的等の審査を行って諾否を通知します。そして、契約をし、手数料を納付します。それに基づき提供機関の方で集計を行い、集計結果が利用者に提供されます。そして、利用者は学術研究等の内容を公表し、利用実績の報告を行うこととなっております。

16ページには匿名データの利用手続の流れがありますが、基本的にはオーダーメイド集計と同じでございます。違いとしては、利用期間終了後の措置として、匿名データの場合は、パソコンにコピーした匿名データを消去の上、原本となる電磁的記録媒体については返却することが必要となっております。

基本的にはオーダーメイド集計や匿名データの提供の実施主体は各府省等となっておりますが、提供事務の全部を委託する場合には、利用目的の審査という価値判断を含めることとなるため、委託先は、政令で定める独立行政法人等に限定されています。現在、その政令で定められている法人は、総務省所管の独立行政法人である統計センターのみとなっております。

また、参考資料2のパンフレットを参照していただければと思いますが、例えば、オーダーメイド集計では26の統計調査がリストアップされておりますが、それぞれの統計調査ごとに相談窓口がどこであるか記載しております。各府省が自ら窓口となっているものもあれば、統計センターに委託している場合もありますが、半数の統計調査について統計センターが窓口となっております。

なお、匿名データについては、利用可能な7調査のうち、総務省所管の6調査については統計センターが窓口となっており、厚生労働省所管の1調査については厚生労働省自らが窓口になっています。

説明資料本体にお戻りいただきまして、18ページでございます。先ほどの説明で、基幹統計調査に係る匿名データの場合は、第三者機関である内閣府統計委員会の意見を聴か

なければならぬとなっております。国勢調査の匿名データの場合の例となりますが、平成24年10月に諮問して、4回部会審議があって、翌年の2月に答申が出たというようになっております。

答申の内容は、19ページにあるとおり、基本的には匿名性や学術研究等における有用性が確保されており適当であるとした上で、ただし、いくつかの点については修正が必要だとしております。例えば、年齢差が45歳以上の親と子のデータを削除することについては、親の性別によって分布が異なるので、男親については年齢差を55歳以上に引き上げることが必要であると、こうした点を指摘して作成方法を修正している。このような審議をしております。

最後に20ページです。今ご説明申し上げましたように、公的統計では二次的利用の仕組みを設けているところですが、昨今のITの進展等の状況から、公共データの民間開放という期待が高まる一方、情報漏えいリスクは増大しており、この2つにしっかり対処をしていかなければいけないと考えております。

また、統計データの一層の有効活用のためには、正確で、そして皆さんに利用していただける集計表を自ら作成し提供することが基本であり、まずは通常の調査結果の公表の充実をしっかり図っていくということが一番大切であると思っております。

その上で、オンサイト利用の導入を始め、国民の不安への配慮や秘密の保護に万全を期しながら、利用者のニーズやそこから本当に有用性のある分析結果が得られるかどうかという点、また、オーダーメイド集計や匿名データでは特に行政側の作業コストが発生しますので、そういったこと全体を勘案しつつ、二次的利用の取組みを進めていくということが必要と考えております。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明に対してご質問、ご意見等、どなたからでもお願いいたします。大谷構成員からどうぞ。

(大谷構成員) ありがとうございます。統計の世界というのはあまりよく知らなかったもので、とても勉強になりました。

それで、非常に素朴な質問で恐縮なのですが、オーダーメイド集計が利用可能な統計調査というのがパンフレットですと一定のものに限られておまして、これの提供できる基準といったものはどのように定められているのかといったことと、その意思決定の仕方について1つ教えていただければと思います。

それから、資料3の最後のところで情報漏えいリスクが増大しているというご指摘があったのですが、情報漏えいそのものですか、あるいはそれに近いヒヤリ・ハット型のリスクが顕在化したような事象などがありましたらご紹介いただければということです。

そして、3点目の質問なのですが、オーダーメイド集計などの場合に可能ではないかと思っているのが、民間が保有しているデータとデータをマッチングして何か新しい統計的

な価値を生み出すような調査が可能ではないかと思っているのですが、実例のご紹介もいただいているのですが、タイトルだけではなかなか理解ができなかったものですので、そういったものがあるかどうか。それから、今後そういったときにオーダーメイド集計に際しての民間データの利用にあたっての課題というものを認識されているものもあればということでご紹介いただければと思います。

以上3点です。

(藤原座長) オーダーメイドの利用条件、それから漏えいリスク、ヒヤリ・ハット事例、それからオーダーメイド集計における民間とのデータマッチングとか活用ですね。いかがでしょうか。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) まず、オーダーメイド集計の提供対象とする統計調査の選定基準についてですが、匿名データも同様となりますが、やはり相当の準備と専門的知識が必要となるため、まずはニーズを把握し、それから実際に提供可能かどうかというのを検証した上で、各省の判断で順次提供を開始していただくということでございます。ですから、あまり統一的になかったりした選定基準というものはないのですが、ニーズと実現可能性を踏まえやっているとというのが実情でございます。

それから、2点目の情報漏えいのヒヤリ・ハット事例についてですが、直接把握しているのはあまりないのですが、一旦そうした事故が起これば、統計に対する信頼性が失われ、公的統計全体に非常に悪影響を与えると考えておりますので、絶対そういうことがないようにと気を付けて取り組んでいるところです。

先ほどオンサイト利用ということを検討していると申し上げましたけども、嚴重な情報管理をするという条件付きで各利用者の研究室での調査票情報の分析を認めているのですが、それではやっぱり心配な時代になってきているということがあり、諸外国の例も参考として、オンサイト利用を導入し、ヒヤリ・ハットということも含めて、絶対にそういうことがないように我々としては検討していきたいと考えております。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 3点目についてご説明します。オーダーメイド集計に限らず統計の関係全体で申し上げますと、まず公表統計につきまして、政府統計のポータルサイトである「政府統計の総合窓口(e-Stat)」において、APIといわれる収録している統計データをプログラムで自動取得できるようにするために機械判読可能な形式で提供する機能の試行提供を始めております。また、統計GISという、地図上に統計データを落とし込む機能があるのですが、収録してある統計データの外に、民間が独自に持っているデータも併せてマッシュアップできるような機能も試行提供をしているところです。

二次的利用に関しましては、企業・事業所を調査対象としたものにつきましては、いわゆる調査票情報を使った場合はそのデータリンク等も比較的容易ですが、個人・世帯を調査対象としたものにつきましては、匿名データは当然として調査票情報の場合でも難しいところがございます。



ただ、統計的研究の手法として、実際の同一人物や同一世帯ではないが似たようなデータを持っている人を擬似的にリンケージさせる「統計的マッチング」と呼ばれる手法が従来から用いられているところがございます。

最後にオーダーメイド集計でございますが、個人や企業の特特定ができない形という前提であれば、ほかのデータとのリンケージというのも制度上否定されるものではないのですが、現在のところそういったものは実際には行われていないところがございます。

(藤原座長) ほかにいかがでしょう。佐藤構成員。

(佐藤構成員) 1つ質問は、小森管理官にご説明いただいたのは、統計法に基づく範囲で公的統計の二次利用ということなので、趣旨に合うかどうか疑問なのですが。この研究会、7月に出了たパーソナルデータに関する大綱に基づいてこれは始まった研究会ですけれども、その大綱においては、個人特定性低減データという考え方で、ここで言う匿名データほどはデータが加工されていなくて個人の特定性が残っているけれども、事業者側の方で特定を制約する場合に、制約できれば提供していいのではないかという考え方も導入されましたけれども、この研究会で議論しなければいけないこととして、その制度、いわゆる個人特定性低減データというものを行政機関も導入すべきかどうかということは非常に重要な 이슈になります。

なので、それに関して統計の立場からどういうふうにお考えなのかということをお聞きしておくことはこの研究会として非常に重要なので、今ご説明していただいたことからやや離れるのですが、聞かせていただきたいのですが。公的統計データと行政機関の保有するデータは同じではない、相違するものだとして理解しておりますけれども、ご説明していただいたデータの加工方法とか提供方法をより緩めると、やっぱり個人が特定されるような危険性が出てくるという可能性というのは非常に高まるのでしょうか。

高まるということであれば、行政機関が情報を提供する場合に、先ほど申し上げた個人特定性低減データを利用するにしても、かなり制約をかけなければいけないし、むしろ、もっと極端なことを言うと、個人特定性低減データは危険すぎるから行政機関は提供しないという考え方もあって、そのご参考のために、やはり緩めるとそれなりのリスクが出てくるのでしょうか。

たぶん、その質問すれば、そうだというふうにお答えになるのだと思うのですが、一応、我々が議論するエビデンスとしてそのところは確認をさせていただきたいので、ご意見があればいただければと思っております。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 当然、リスクは高まると思いますし、行政機関が保有する個人情報のデータは、それぞれの目的で保有されていると思うのですが、特に統計の場合は、事実を正確に表すものでなければ意味がないので、先ほどもご説明申し上げたとおり、固く秘密を守り統計の目的以外には使用しないという約束の下、国民の協力をいただいて統計調査に回答していただいているものになります。このため、国民の信頼の確保が重要であり、秘密の保護は当然ですし、また、みだりに個人の情報が使われて

はいけないと考えておりますので、やはり一定の歯止めが必要だと考えております。

統計以外の個人情報についても、それぞれの目的のためだけに特別に集めたデータであれば、個人特定性が低減したデータであっても慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

(藤原座長) 宍戸構成員。

(宍戸構成員) わかりやすいプレゼンテーションをありがとうございました。

お伺いしたいのは、スライドでいうと10枚目、調査票情報等の提供、二次利用等について4種類を綺麗に整理していただいたのですけれども、この③のオーダーメイド集計のイメージがまだ掴めていないところがございますので、これについて教えていただきたいと思っております。

具体的に申しますと、オーダーメイド集計の提供を受けた方に対して適正な管理等を義務付けているのかいないのか。法の第42条を見ていると、第34条がかかかっていなくて、規則等にも特にかかかっていないわけでございます。この背後にある考え方を教えていただきたいということです。

つまり、生情報を渡しているわけではなくて、オーダーメイド集計という形で統計化されたものを渡しているから、それについてはどう利用しても、極端なことを言えば、もらった人がなくしても、プライバシーあるいは秘密の保護との関係でさしたる問題がない、もう公開していい情報、統計となっているのだ、そういう考えでこの規定は作られているのでしょうか。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) まさにそういうことです。オーダーメイド集計については、行政側で必要な作業を行い、集計された結果表を提供するものであるため、これについては法律上の適正管理義務はかかっておりません。ただ、匿名データについては識別可能性をなくしたとはいえ個々の個票でございますので、適正な管理をするために措置を講じなければいけないと整理しています。

(宍戸構成員) もう1点追加して申し上げますと、オーダーメイド集計の結果は、もちろんこういう目的で利用したいという民間の方、事業者なり研究者のイニシアチブで、費用を負担していただいて作成されたものですが、その後、別に統計として公開しても構わないもの、ということになるのですか。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) もちろん、そもそも研究成果の公表義務というのがございますので、利用者が集計表自体について公開することに問題はございません。

(宍戸構成員) 私が申し上げているのは、オーダーメイドで集計結果を作った行政機関あるいは統計センターの方は、その生データを提供した研究機関を介さずに、別に公開してもいい性質のものだとして作り込んでいるということでしょうか。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 公開することも可能です。集計結果の所有権等の取扱いの側面から補足説明させていただきますと、まず、一義的には、手数料を支払って

オーダーされた利用者に所有権等は帰属することになります、しかし、ほかの機会に行政機関も含めて別の第三者が同じような統計を作成し公表する必要性が生じる可能性があり、この場合に、利用者の占有的な利用により第三者の利用が制限されることは、公的統計は公共財であるという観点からは防ぐ必要があります。このため、オーダーメイド集計の利用条件として、利用者は所有権等の行使はしないことを求めています。

(藤原座長) 関連してですけれども、新しい統計法を作る段階で、行政記録の活用ということも議論になったんですけれども、それほど実例がないのかという質問です。いわゆる省庁の行政記録情報ですよ。

それと、2つ目の質問ですけど、匿名化とかオーダーメイド、これらはトータルでどのぐらい、申請で相談に伺ってから実際に手に取るまで、時間がどのぐらいかかっているのでしょうか。匿名データの方だと審議会を何回か経てますね、審査の段階で。4か月ぐらいですけども、トータルでどのぐらいかかるか。つまり、活用していくには時間とお金のことが気になるところだと思うのでという質問です。その辺りはいかがでしょう。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 利用手続に必要な期間についてですが、例えば、統計センターのホームページでは、匿名データについては、申出があってから約1か月以内。オーダーメイド集計については、オーダーごとの作業量によるのですけれども、約2か月以内と案内しております。

(藤原座長) 実際には。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) オーダーメイド集計に関しては、どういった内容の集計表を作ってほしいのかということについて明確にイメージされている利用者が実際には少なかったり、既に公表している集計表を十分チェックされていないような方もいらっしゃるって、いわゆる事前相談とかコンサルティングの部分に実際にはかなり労力がかかっているという実態があります。ただ、利用者の準備ができていれば約2か月以内には提供できるとしているところです。

(藤原座長) 行政記録情報の活用状況は。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) それは一般の方に提供するというのではなく、公的機関が統計作成のために利用するというのでしょうか。

(藤原座長) そうです。今日のレジュメに載ってませんでしたので。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 当然、行政情報を活用すれば国民の負担の軽減にもなりますので、それはそれで進めています。

(藤原座長) ほかにございますでしょうか。庄司委員。

(庄司構成員) 10ページのオーダーメイド集計と匿名データに関する部分ですが、一般の者が利用できるけれども、公益性のあること、ということで学術研究等の目的に限定するとか、研究成果の公表義務がありますといった条件がかかっています。この部分について、いまどのような議論が行われているかというところを1つ伺いたいと思います。

それは学術ではないけれども公益目的で使いたいというニーズもあるのではないかと

うことです。例えば非営利団体が使用して公表すれば、学術とはいえないけれど公益に資するので良いじゃないかという議論はあり得ると思うのですけれども、そういう議論がもし行われているのであれば、その点について詳しく教えてください。あるいは、ビジネス利用したいというようなことが議論に上っているのであれば、そういう経緯をご紹介いただければと思います。

それから、地方公共団体については条例に基づき行われるというところがちょっと気になりました。ここについても実態をご存じであれば伺えればと思います。条例に基づいて行われているけれども、基本的に統計法に基づいて総務省がやっているのと同じような状況なのか、だいぶバリエーションがあるのかとか、そういった状況について伺えればと思います。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 最初のニーズに関してですが、我々も研究会を開催するなど、どういったニーズがあるかなど企業からヒアリングをしたりしておりますが、学術研究ではないが、具体的にこのような利用であれば公益目的に該当するとの意見があったとは承知しておりません。

また、これも企業からのヒアリングで把握したものですが、ビジネス目的で調査票情報を使いたいという意見がありましたが、さすがにそれは適当ではないと考えております。一方で、公表されたクロス集計が充実すればビジネスニーズも相当達成できるとの意見もあったところです。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 地方公共団体における状況についてご回答いたします。統計法では、都道府県や政令指定都市が行う統計調査で収集した情報について、国と同様の守秘義務や利用制限を課した上で、各地方公共団体の条例に基づいて二次的利用を行うことができることとなっております。条例の制定状況や二次的利用の実績について網羅的にとりまとめるはいたませんが、統計法を改正した際には、二次的利用も含めて改正のポイントを説明してきているので、ある程度必要なでは条例整備等の措置はされているものと考えています。

ただ、オーダーメイド集計や匿名データに関しては、小数の自治体において該当する規定を設けているところが見受けられるのですが、以前電話で取材した限りでは、統計法改正を契機に一応規定は作ってみたが、実際の運用実績はないとのことでした。

理由については、学術研究への提供を求められた場合は、厳重な管理の下、調査票情報自体を提供することで対応しており、匿名データについては、やはり、作成するのに技術的に非常に困難なところもあるとのことでした。また、オーダーメイド集計についても、こういった集計表が欲しいというニーズに対しては、特定の人のためだけに作るということではなく、一般からの要望があったことを踏まえ、地方公共団体として自ら追加で作成したということで、ある意味事足りてしまうので、あまり実績が出てこないのかと思います。

なお、調査票情報の提供に関しましては、あまり当方へ相談が寄せられることもなく、

必要な条例が整備されていないなどの特に大きな問題は生じていないものと考えております。

(総務省政策統括官(統計基準担当)) 一つ目のご質問に関して追加でお答えいたします。企業のニーズに関してですが、先ほど経団連の資料でも、例えば、家計調査や国勢調査の詳細な地域別、町より下の丁目ごとのデータが欲しいとの話がございました。家計調査については、サンプル調査であり、全国的に見ると集計結果としてちゃんとした有用なデータが得られるのですが、小さな地域ではサンプル数が極めて少ないかそもそもないといったこととなります。こうした誤解がある場合は直していく必要があると考えていますし、逆に国勢調査の場合ですと、政府統計のポータルサイト(「政府統計の総合窓口(e-Stat)」)を見てもらえればわかりますけど、かなり詳細な地域別の集計を公表しております。

(藤原座長) 小森管理官、どうもありがとうございました。

それでは、残り時間がごく少なくなってしまうかもしれませんが、できる限り意見交換を行いたいと思います。まず、議論の参考とするために、事務局の方で論点に沿って第1回研究会で出された意見を整理した資料を作成しておりますので、簡単に説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ごく簡潔に説明させていただきます。資料4-1は第1回研究会でお配りしました検討の論点を、会議でいただきましたご意見を踏まえて論点を追加したものでございます。資料4-2は、その論点に沿いまして実際にいただいたご意見を整理したものでございます。

大きな1番目として、「パーソナルデータの利活用」につきましては、1ページ目の下にありますように、基本法との整合性の論点につきましてご意見がございまして、整合性等についてどう考えるか。1ページめくっていただきまして、特に利活用の促進というふうには基本法の方で謳う場合に、必ずしもそれにそろえることになるのかどうかといったご意見がございました。

それから、続きまして行政機関等が保有するパーソナルデータの特殊性、あるいは独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い・情報の特性といった論点についてもご意見がございました。この特性をどのように認識・理解するかが大きな課題ではないか。あるいは、行政機関等にパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的にならざるを得ないと考えられる中で、政策的提言までするのは難しいのではないかと。それから、独法の場合にはまた違う側面があるのではないかと。利活用を進めるインセンティブというのは時代とともに変遷するもので、それをまさに議論すべきではないかといったご意見がございました。

その下の論点で、行政機関等が民間等から受領したパーソナルデータの取扱いについても想定した議論が必要ではないかといったご意見がございました。

それから、検討の国際的整合性の論点ですが、一番下のポツにございますように、OECDプライバシーガイドラインの改定やEUデータ保護規則の提案といったものとの整合

性を参考にしてはどうかといったご意見。1枚おめくりいただきまして、一方で、国際的整合性も1つの論点ではありますが、最終的には我が国として機能するような制度にする必要があるのではないかといったご意見がございました。

それから、自治体等のルールとの整合性の論点についてもご意見がございました。特に、この研究会での国や独立行政法人等を対象とした議論が地方自治体の情報の取扱いにも波及していくことを意識した議論が必要ではないかというご意見。また、3点目にございますように、行政機関、独法等についての法的整理と条例制定権を根拠にした自治体の整理が違うということを前提にそういうことを考えていく必要があるのではないかとといったご意見がございました。

それから、3ページ目の下の方の論点でございまして、公益目的でのデータ提供につきましては、医療等の分野で情報を保有する主体が異なることによって、データを共通して取り扱うことが難しいといった課題があるのではないかと。それから、2つ目のポツにございますように、行政機関の保有する個人情報に目的外利用が民間の場合より広く認められている側面がございまして、こういった点のコントロールが十分なのかといった観点からも議論が必要ではないかと。それから、最後のポツにございまして、医療等の分野は社会保障費の最適化・効率化といった議論にもつながり得る、あるいは公的部門がデータを多く持っていることで公益に資するといった議論があるのではないかとといったご意見がございました。

それから、大きな2番目としまして「パーソナルデータの保護対象」についての議論がございまして、基本法との関係につきましては、先ほど申し上げましたように、特にその利活用についてどのように捉えるかというのがご議論としてございました。それから、定義につきましては、3つ目のポツにありますように、個人の身体的特性に関する情報等につきまして、民間データに関する検討状況も踏まえながら検討する必要があるのではないかと。機微情報についても同じようなご意見がございました。

5ページ目に進んでいただきまして、一方で、定義の問題については、諸外国でも様々な立場がございまして、法制を全体で見て公的部門、民間部門を体系的に捉える方法もあれば、公的部門と民間部門のそれぞれの特性に応じて考える方法もあるのではないかとといったご意見もございました。あるいは、現行法でも、基本法と行政機関等法では定義は異なっておりますし、各法律の目的の範囲でどこに重点を置くかといったことによって定まるものであるため、必ずしも全てが一致しなければならないわけではないのではないかとといったご意見もございました。それから、この論点の最後のポツでございまして、定義は必ずしも事項的に書かなくても、定性的に書くこともできるのではないかとといったご意見がございました。

それから、6ページ。大きな3点目といたしまして、「第三者機関の権限・機能等」につきまして、1つ目の論点、第三者機関の体制についてでございまして、これにはOECDやEU等を参考にしてはどうかといったご意見がございました。それから、総務大臣・各

主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理の論点につきましては、1点目にございますように、EUデータ保護指令における十分性認定を受けられるように、強い権限を第三者機関に与えるべきではないかといったご意見がある一方で、2点目にございますように、第三者機関が認定等を行うとしても、少なくとも各省の大臣がある程度関与する仕組みを作る必要があるのではないかとといったご意見や、あるいは3点目にございますように、全て第三者委員会に引き寄せる立場、またそれとは全く逆の、大臣の分掌を維持する立場、あるいはそれが重なり合うような中間的な立場など、様々な選択肢があるのではないかとといったご意見がございました。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。時間があまりないのですけれど、特に一言というところでもしございましたら。大谷委員、どうぞ。

(大谷構成員) 今、論点として整理していただいたものに加えて、今日ヒアリングで幾つかご意見を述べていただいたことについても論点に加えるべきか、従来の論点に含まれているものもあるのかもしれないのですが、3つほど申し上げたいと思います。

1つは、行政機関等の保有するパーソナルデータについて、その特定性低減データというそのものが観念できるのかといったことについては、容易照合性という基本法に入っている概念と行政機関の方は違うので、そもそも低減データはないのではないかというお話を根本常務理事からいただいた気がしているので、そもそも低減データというのは観念できるのかといったことについては整理しておく必要があるのではないかとというのが1点目です。

それから、2点目も根本常務理事からご指摘のあったことですが、行政機関の持っている情報は民間の保有している情報と本質的に変わらないのではないかとのご意見をいただいておりますが、そういった類の情報と、そうではなくて、やはり本質的に異なるものと、恐らく2通りとその中間的なものとかいろいろあるとは思いますが、カテゴライズした議論が可能なのか。可能であれば、やはりそれはしておく必要があると思います。

3点目は関事務局長からお話のあった、できるだけ柔軟な利用しやすい制度というご提言をいただいているのですが、柔軟性はもちろん大事ですけれども、プライバシーの保護とのバランスということを考えていきますと、柔軟性ということに加えて、やはり制度全体として社会全体の福祉の増進につながるというような公益性といったものをやはり強調していくことが必要ではないかと思っております、そういうこの検討全体の目的といったこともどこかで整理していく必要があるのではないかとということで、これが3点目です。

(藤原座長) 貴重なご指摘ありがとうございます。宍戸構成員、どうぞ。

(宍戸構成員) 「検討の論点」あるいは「議論の整理」、大変短時間に事務局によく整理していただいていると思います。

気付いた点でございますけれども、1つは検討の論点のパーソナルデータの利活用のうち、真ん中ぐらいの「自治体等のルールとの整合性」でございます。これについては、

もちろん地方自治の尊重という非常に重要な問題がございます。他方、今日のヒアリング等においても、自治体がどうなっているのかとかいった話は民間の方からも、あるいは統計の部門の方からのご説明でも、ややわかりにくいところがあったと思います。また、制度改正大綱におきましても、今回、個人情報保護法について法改正を行う場合に、自治体等にどういうふうに情報提供をしていくかについて検討するという記述があったと思います。自治体等のルールとの整合性ということで、必ずしも地方自治を潰すという話だけでなく、どういうふうに情報提供をしていくか、今後の自治体等のルールと国のルールとの関係をどう考えていくか、少し幅広い表現ないし問題提起をさせていただいた方がいいのかなと思いました。

それから2点目でございますが、資料4-1中、パーソナルデータの利活用の下から3番目のボツで、「提供先の規律内容（再特定禁止義務等）」とあります。これは流れ、全体から見ればわかるのですが、要するに個人特定性を低減した後、提供を受けた先がどういふふうな規律に服さなければいけないかという場合の、その規律内容は何かというご趣旨であろうかと思えます。ここだけ見るとぎょっとするところがややありますので、ここは改めて平たく書いていただくと同時に、「行政機関等が民間等から低減データを受領する場合の規律内容」というのは、逆に行政機関にかかる規律があるのかどうかということで、やや性格を別にしたいと思いますので、これは一応分けて書いていただいてもいいのかなと思えました。

（藤原座長） これも貴重なご指摘ありがとうございます。

今の宍戸構成員のご質問に関連して、本日のペーパーで自治体のヒアリングはペンディングの印が付いていると思います。ヒアリング回数関係もあるということでペンディングなのですが、今のようなご意見ございますので、その必要性和、もし具体的に候補、こういったところに聞いたらどうかというふうな具体的なところがあればお願いしたいのですが、いかがでしょう。

（宍戸構成員） 仮にヒアリングするとすればどこが候補かというのは、たぶん座長が一番お詳しいのだらうと思うのです。やはり民間の事業者の方からすると、東京都は1つ大きいのかなというのが直感的な、素人的な印象でございます。

ヒアリングをするかどうかは、1つは自治体の方が今の国の法改正の動きをどう見てられるか、あるいはどう対応しなければいけないと想定されているかということもあるでしょうし、それからまた、国の方からどういう情報発信をしなければいけないか、あるいはこういう民間のニーズがあるということをお伝えするとか、そういうことで、あともう1つは小さいけれども先進的な取組みをしているところがあればいいのかなと思います。ただ、2つ同時にヒアリングできるかもわからないところですので、これはほかの構成員の方々のご意見も伺えればと思います。

（藤原座長） ありがとうございます。

それでは、行うという方向の意見ですけれども、それでどこにするかは具体的な情報等



あれば事務局にお寄せいただければと思います。

いろいろなご意見をありがとうございました。議論はまだ尽きないのですが、時間となりました。今日はヒアリングは十分できたと思いますので、意見交換はこれで終了とさせていただきます。

最後に、研究会の今後の検討予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料5に今後の予定を記載しております。1週間後の木曜日に消費者団体、日本弁護士連合会からのヒアリングを予定しております。9月以降、データを保有する省庁等からのヒアリングを行いまして、それでヒアリングに目処がつきましたら論点整理に入ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(藤原座長) それでは、これで第2回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

以上